

平成28年12月12日

琴浦町長
山下一郎様

琴浦町情報公開審査会
会長 松田道昭

答申書の提出について

平成28年10月20日付け発総第288号で諮問のあった公文書の不開示決定処分に係る審査請求について、別紙答申書を提出します。

別 紙

答 申 書

第 1 審査会の結論

本件審査請求は棄却とすべきである。

第 2 審査請求人の主張の要旨

処分庁が、平成 28 年 8 月 10 日に行った公文書の不開示決定処分を取り消し、開示するとの決定を求める。

理由として、不開示情報は、琴浦町情報公開条例(平成 16 年琴浦町条例第 10 号。以下「条例」という。)第 7 条第 2 号イの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当するためである。

今回の事例に当てはめると、不開示情報を公にすることは、審査請求人の平穏な日常生活を確保(審査請求人の健康と生活の保護)するため、公にすることが必要であると認められる情報に該当するためである。

また、処分庁の行った不開示決定処分は、不作為処分であり、条例第 1 条に規定する責務を果たしていない。

第 3 審査会の判断の理由

審査会が、審査請求書、弁明書、反論書等の関係書類及び口頭意見陳述の内容に基づいて審査した結果は次のとおりである。

なお、審査会は、開示請求の対象となった公文書について、決定した処分の内容が相当であったかを審査するものであり、当該公文書の記載内容やそれに至る経過等の是非については判断すべきものではないことにより、本答申書には意見を付さない。

(1) 公文書の不開示決定処分について

今回の審査請求に係る処分について開示請求の対象となった公文書は、「業務日誌」である。この「業務日誌」に記載されている内容は、特定の個人の発言、事実、状況などであり、条例第 7 条第 2 号に規定する「個人に関する情報」に該当すると解釈する。

なお、条例上、「個人に関する情報」とは、個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等の情報をいい、戸籍・身分に関する情報、心身に関する情報、生活状況に関する情報、経歴に関する情報、思想・信条等に関する情報、財産・収入に関する情報等、個人の私生活上の事実又は事実らしく受け取られるおそれのある全ての情報が含まれるものとしている。

これら「個人に関する情報」は、条例第3条の規定を受けて、開示を原則とする情報公開制度の下でも、個人の尊厳を確保し、基本的人権を尊重する観点から最大限に保障されるべきであり、たとえ親子など家族間であってもそれぞれ独立した個人として保護されるものである。

審査請求人の主張は、条例第7条第2号イの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当するとの主張である。「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」とは、人の生命、健康、生活等に対する危害又は侵害を未然に防ぎ、拡大及び再発防止のため公開することが必要と認められる情報をいい、具体的には、医薬品の副作用による個人の症例に関する情報や環境汚染に係る施設の所有者に関する情報がこれに当たる。

条例第7条第2号イの規定は、個人の正当な権利利益は、その性質上、手厚く保護されるべきであるが、これに優越する公益がある場合は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要と認められる限度において、例外的に開示することとしたものである。なお、公にすることが必要であると認められる情報に該当するかどうかは、非開示とすることにより保護される個人の利益と開示とすることによりもたらされる公益とを比較衡量して判断することとなる。

本件の場合、開示請求の対象となった公文書を開示することにより保護される利益は、審査請求人の健康、生活等の保護を目的とするものに限られ、当該公文書を非開示とすることにより保護される個人の利益に比して、優越する公益があるとはいえない。よって、条例第7条第2号イの規定に基づき開示すべきとは認められない。

(2) 処分庁の不作為及び説明責任について

審査請求人のいう「処分庁の行った不開示決定処分は、不作為処分であり、条例第1条に規定する責務を果たしていないのではないか」という主張に関しては、以下のとおりである。

「不作為」とは、相当の期間内に何らかの処分その他公権力の行使に当たる行為をすべきにもかかわらず、これを行わないことをいい、今回の場合、処分庁は平成28年8月10日に不開示決定処分を行っており、不作為には当たらない。

また、条例第1条の内容は、本条例の目的を明らかにし、本町における情報公開制度の基本的な考え方を示したものであり、公文書の不開示決定を行った行為それ自体をもって町の諸活動に対する説明責任を果たしていないとは言えない。

以上のことより、処分庁が行った不開示決定処分は相当であり、本件審査請求については棄却すべきであると判断する。

平成28年12月12日

琴浦町情報公開審査会
会長 松田道昭